

県南広域振興局長告示第139号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成26年8月29日

県南広域振興局長 遠藤達雄

訪問看護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0362390007	医療法人中庸会	訪問看護ステーションいしどりや	花巻市石鳥谷町松林寺第3地割82番地1	平成26年7月31日